



い旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・連鎖料その他の名目にする費用を差し引いて払い戻しいたします。  
③本項目の(1)のa・dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様の負担で出発地にに戻るための必要な手配をいたしました。  
④当社が本項目の(1)のcにより旅行契約を基づく旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなはちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 17. 旅行代金の払い戻し

- (1)当社は、「第12項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解約による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解約による払い戻しにあつてはホームページ・パンフレット等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。  
(2)本項目(1)の規定は、第19項(当社の責任)又は第21項(お客様の責任)で規定するとところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。  
(3)お客様は出發日より1ヶ月以内に申込店舗に払戻しをお申し出ください。  
(4)クーポン券類の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要となります。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

## 18. 添乗員

- (1)添乗員同行表示コースには、全程にて添乗員が同行いたします。添乗員の行なうサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といいます。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従って頂きます。添乗員の業務は原則として8時から20時までです。また万が一準法準法の定めから勤務中、一定の休息時間に適宜取得させていただきます。  
(2)添乗員同行表示コースは、原則として旅行目的の割り当てから出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員は、原則として現地添乗員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。  
(3)現地添乗員表示コースには、添乗員は同行いたしませんが、現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行ないます。  
(4)個人型プランには、添乗員等は同行いたしません。添乗員等が同行しないご旅行は、お客様ご自身での旅程をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要な手配等をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手配等はお客様ご自身で行って頂きます。交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で急遽ご旅行を取り止めする場合、取扱販売店に連絡をお願いいたします。尚、取扱販売店が休業日、又は営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りの利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取扱連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかつた場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないとになりますのでご注意ください。  
(5)現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間ににおいて、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

## 19. 当社の責任

- (1)当社は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行せた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りません。  
(2)お客様が次に示すような事由により、損害を被られた場合におきましては、当社は原則として本項目(1)の責任を負いません。  
①天災地変、戦乱、暴動、工、官公署の命令、又はそれによつて生じる旅行行程の変更、旅行の中止②運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行行程の変更もしくは旅行の中止④官公署の命令、又はそれによつて生じる旅行行程の変更、旅行の中止⑤自由行動中の事故⑥食中毒⑦盜難⑧運送機関の遅延、不通・スケジュール変更・経路変更などはこれらによつて生じる旅行行程の変更、目的地滞在時間の短縮⑨手荷物について生じた本項目(1)の損害につきましては、本項目(1)のお客様からの損害通知期間規定にかからず損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円まで(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます)といたします。  
(4)手配代行者は、お客様が提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の手配を当社に代わって手配する者をいいます。なお、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空・鉄道・バス・ホテル・レストラン等)の故意または過失により、お客様に損害が発生したときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。

## 20. 特別補償

- (1)当社は前項目(1)の当社の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死ぬ補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。  
(2)本項目(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨ホームページ・パンフレット等に明示した場合に限り、当該募集型企画旅行参加中とはいしません。  
(3)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の山岳、雪深い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合、自由行動中の山岳登攀はん(ピッケル、アイゼン、ザイザル、ハマー等の登山用具を使用するもの)、リューシュ、ボアレス・カスキーリング、ハングリーダイバー搭乗、超強烈運動機(モーターハンガーリング等)、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプローラー搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項目(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該搭乗が募集型企画旅行に含まれているときは、この限りではありません。  
(4)当社は、現金小切手、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、検査証、預金証書、旅行証明書(通帳及び現金支払機用カードを含みます)、各種データその他これらに準拠するもの、コンタクトレンズ等の当社約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。  
(5)当社が本項目(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であつても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

## 21. お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。  
(2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用してお客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
(3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するためが契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員・斡旋員・現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。  
(4)当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたとき

は、必要な措置を講ずることができます。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要する費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。  
(5)クーポン券類発行の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様の負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

## 22. オプションナルツアーア又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプショナルツアーア」といいます)の第20項(特別補償)の適用については、当社は主たる募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。当社オプショナルツアーアは、ホームページ・パンフレット等で「企画者:当社」と明示します。  
(2)オプショナルツアーアの運行事業者は当社以外である旨をホームページ・パンフレットで明示した場合には、当社は、当該オプショナルツアーア参加中にお客様に发生了第20項(特別補償)で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプショナルツアーアのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合は除きます)。また、当該オプショナルツアーアの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めに拘ります。  
(3)当社は、ホームページ・パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合には、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中にお客様に発生した損害に對し、当社は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプショナルツアーアのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ・パンフレット又は確定書面にて記載した場合は除きます)。が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅行保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合、(ただし次の①・②・③・④で規定する変更を除きます)は、第7項目で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項目(1)の規定に基づき責任が発生する事が明らかな場合には、変更補償金としてはではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。  
①次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金等の手配・運送機関等の座席、部屋等の他の諸設備の不正(いわゆるオーバーペッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。  
②お客様の手配による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。  
③ホームページ・パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。  
(2)本項目(1)の規定にかかわらず、当社がひとつつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項目で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。  
(3)当社はお客様の同意を得て金額による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもつて補償を行なうことがあります。

### 変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

| 当社が変更補償金を支払う変更  | 旅行開始日の前日までに | 旅行開始日以降にお客様に通知した場合 |
|---|-------------|--------------------|
| ①ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日の変更   | 1.5%        | 3.0%               |
| ②ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は光景施設(レストラントランを含みます)その他旅行の目的地の変更   | 1.0%        | 2.0%               |
| ③ホームページ・パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備の手配の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額がパンフレット又は確定書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります) | 1.0%        | 2.0%               |
| ④ホームページ・パンフレット又は確定書面上に記載した運送機関の種類又は会社名の変更   | 1.0%        | 2.0%               |
| ⑤ホームページ・パンフレット又は確定書面上に記載した本邦内での旅行開始地又は空港又は旅行終了地たる空港の異なる便の変更   | 1.0%        | 2.0%               |
| ⑥ホームページ・パンフレット又は確定書面上に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎ又は経由便の変更  | 1.0%        | 2.0%               |
| ⑦ホームページ・パンフレット又は確定書面上に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更<br>(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます) | 1.0%        | 2.0%               |
| ⑧ホームページ・パンフレット又は確定書面上に記載した宿泊機関の室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更   | 1.0%        | 2.0%               |
| ⑨上記①~⑧に掲げる変更のうち募集型ホームページ・パンフレット又は確定書面のツアーダイアログ内に記載があった事項の変更   | 2.5%        | 5.0%               |

注1:ホームページ・パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件とし取り扱います。  
注2:⑨に掲げる変更については、①~⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

注3:1件とは、運送機関の場合に1件にします。

注4:④⑤⑥⑧に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

注5:③④に掲げる運送機関の設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注6:④⑤に掲げる運送機関の名称の変更は、宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更を伴うものといたします。

注7:⑦宿泊機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注8:⑦宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

## 24. 通信契約による旅行条件

当社は、当社又は受託旅行業者が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいま

す)のカード会員(以下「会員」といいます)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます)を条件に旅行のお申込みを受ける場合があります。通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱いができない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります)。

(1)本項目でいう「カード利用日」とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し手続を行なう日をいいます。

(2)申し込みに際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。

(3)通信契約による旅行契約は、当社らの旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

(4)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして「ホームページ・パンフレット等に記載する金額の旅行代金又は第14項に定めた取消料」の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、契約成立日とします。

(5)契約解除のお申し出があつた場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出のあった日の翌日から起算して7日以内(減額又は旅行開始後の解除の場合、30日以内)にカード利用日として払い戻します。

(6)与信等の理由により会員のお申し出のレジストカードでの支払いができない場合、当社は当該カード別途現金にて旅行代金を支払いたいだけます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は14項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

## 25. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合は、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様が自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、お申込店の販売員にお問い合わせください。

## 26. 個人情報の取扱い

- (1)当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目を自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であつて、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービス受領のために必要な手続きができない場合、お客様の申込は、依頼を希望されないことがあります。当該個人情報は、旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理して取得いたします。
- (2)当社は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただけないお客様がお申込みいただいた際に、当社の旅行契約上の責任、事故時の責任等の便用の手続に必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様のお買物等の便用の手続に必要な範囲内でお申込みいただいたホームページ・パンフレット等及び第5項目(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社・土産品店に對し、前号により取得した個人情報を「旅費支拂金」に記載された総括された航空便名に記載された個人情報を代理して取得いたします。その他、当社は、①当社及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャッシュペイの得意特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただけたことがあります。

(3)当社は、旅行中に疾病・事故等があった場合に備え、お客様の旅行中の連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報を、お客様に疾病等があった場合で連絡先の方への連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものです。

(4)当社は、手配代行業務、旅行業務等でのあらゆる業務に對する運送機関等の一部または全部を他社へ委託することができます。この場合、当社は当該委託先企業を当社基準により選定し、秘密保持に關する契約を交わしました上で個人情報を預託いたします。

(5)当社は、当社が保有するお客様個人データの氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様個人への連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社のグループ企業との間で共同して利用させていただきます。当該グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、お客様のお申込みの簡素化、催眠料等の内容等の改善のために、これを利用させていただけます。なお、お客様の個人データの開示請求は、株式会社JTBホームページ(www.jtbcorp.jp/jp/privacy.html)をご参照ください。

(6)当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があつた際には、速やかに対応するものとします。

## 27. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ・パンフレット等に明示した日となります。

## 28. その他

(1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様のご便宜はかかるため土産品店にご案内することができますが、お買物に際しては、お客様の責任で購入していただけます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(3)お客様が、航空会社が任意で搭乗予定便以外の航空機に搭乗することをお客様に依頼する制度(フレックスストラベラー制度)に同意をし、当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務、旅行管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に關する旅程保証責任、特別補償債務は免除となりますので、ご了承ください。

(4)当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。

(5)当社の募集型企画旅行にご参画いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、同サービスに關するお問合せ・登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行なっていただきます。また、利用航空会社の変更により同サービスの条件に変更が生じた場合でも第19項(1)及び第23項(1)の責任を負いません。

旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承下さい。

## 受託販売

### 契約責任営業所

株式会社JCBトラベル  
観光庁長官登録旅行業第1822号、(社)日本旅行業協会正会員  
本社 東京都豊島区高田3-13-2 高田馬場T'Sビル TEL 0120-950-347 総合旅行業務取扱管理者 鈴木 俊行  
大阪支店 大阪府大阪市中央区北浜東4-33+540-0031  
北浜 NEXU BUILD

TEL 0120-950-348 総合旅行業務取扱管理者 広瀬 直子  
営業時間 10:00AM~6:00PM 日・祝・年末年始